

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月10日
【計算期間】	第2期中（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
【ファンド名】	T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルブル7） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルベア7） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルブル7） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルベア7） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルブル7） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルベア7） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルブル7） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルベア7） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（マネーボールファンド7）
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルブル7）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	279	95.06
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	14	4.93
合計（純資産総額）	-	293	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2021年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年9月末日	281	-	10,101	-
2020年10月末日	201	-	10,774	-
2020年11月末日	225	-	13,009	-
2020年12月末日	195	-	14,385	-
2021年1月末日	228	-	14,278	-
2021年2月末日	266	-	16,687	-
第1期 計算期間 （2021年3月10日現在）	282	282	16,589	16,589
2021年3月末日	350	-	15,906	-
2021年4月末日	358	-	15,735	-
2021年5月末日	371	-	16,694	-
2021年6月末日	298	-	17,135	-
2021年7月末日	241	-	17,036	-
2021年8月末日	207	-	18,750	-
2021年9月末日	293	-	20,709	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2021年3月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	65.89
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	24.84

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2021年9月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルベア7）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	8	94.54
親投資信託受益証券	日本	0	0.24
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	0	5.22
合計（純資産総額）	-	8	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】**【純資産の推移】**

2021年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年9月末日	47	-	7,046	-
2020年10月末日	54	-	6,455	-
2020年11月末日	29	-	5,147	-
2020年12月末日	8	-	4,507	-
2021年1月末日	15	-	4,412	-
2021年2月末日	7	-	3,573	-
第1期 計算期間 （2021年3月10日現在）	8	8	3,551	3,551
2021年3月末日	9	-	3,675	-
2021年4月末日	5	-	3,667	-
2021年5月末日	6	-	3,434	-
2021年6月末日	6	-	3,298	-
2021年7月末日	5	-	3,291	-
2021年8月末日	4	-	2,941	-
2021年9月末日	8	-	2,626	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2021年3月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	64.49
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	26.05

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2021年9月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルブル7）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	357	94.78
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	19	5.21
合計（純資産総額）	-	376	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2021年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年9月末日	170	-	7,952	-
2020年10月末日	240	-	9,018	-
2020年11月末日	380	-	10,439	-
2020年12月末日	415	-	9,761	-
2021年1月末日	150	-	11,277	-
2021年2月末日	235	-	11,898	-
第1期 計算期間 （2021年3月10日現在）	223	223	10,476	10,476
2021年3月末日	237	-	10,548	-
2021年4月末日	289	-	10,503	-
2021年5月末日	265	-	10,046	-
2021年6月末日	278	-	9,956	-
2021年7月末日	273	-	7,584	-
2021年8月末日	383	-	6,861	-
2021年9月末日	376	-	6,511	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2021年3月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	4.76
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	37.85

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2021年9月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルベア7）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	32	94.96
親投資信託受益証券	日本	0	0.06
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	1	4.98
合計（純資産総額）	-	33	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】**【純資産の推移】**

2021年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年9月末日	33	-	9,720	-
2020年10月末日	27	-	8,309	-
2020年11月末日	18	-	6,912	-
2020年12月末日	23	-	7,387	-
2021年1月末日	75	-	6,101	-
2021年2月末日	68	-	5,510	-
第1期 計算期間 （2021年3月10日現在）	100	100	6,239	6,239
2021年3月末日	99	-	6,123	-
2021年4月末日	100	-	6,106	-
2021年5月末日	102	-	6,273	-
2021年6月末日	99	-	6,191	-
2021年7月末日	39	-	7,435	-
2021年8月末日	135	-	8,053	-
2021年9月末日	33	-	8,217	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2021年3月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	37.61
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	31.70

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2021年9月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルブル7）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,296	94.82
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	125	5.18
合計（純資産総額）	-	2,421	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2021年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年9月末日	2,062	-	16,999	-
2020年10月末日	2,265	-	16,605	-
2020年11月末日	2,733	-	18,885	-
2020年12月末日	2,047	-	20,351	-
2021年1月末日	1,867	-	21,619	-
2021年2月末日	2,018	-	21,181	-
第1期 計算期間 （2021年3月10日現在）	2,304	2,304	21,920	21,920
2021年3月末日	2,694	-	22,929	-
2021年4月末日	1,897	-	25,475	-
2021年5月末日	2,449	-	25,204	-
2021年6月末日	1,835	-	28,552	-
2021年7月末日	2,362	-	29,708	-
2021年8月末日	2,199	-	31,309	-
2021年9月末日	2,421	-	29,756	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2021年3月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	119.20
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	35.75

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2021年9月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルベア7）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	931	95.32
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	46	4.68
合計（純資産総額）	-	977	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】**【純資産の推移】**

2021年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年9月末日	750	-	5,567	-
2020年10月末日	656	-	5,583	-
2020年11月末日	564	-	4,746	-
2020年12月末日	528	-	4,348	-
2021年1月末日	456	-	4,016	-
2021年2月末日	528	-	4,050	-
第1期 計算期間 （2021年3月10日現在）	463	463	3,869	3,869
2021年3月末日	445	-	3,678	-
2021年4月末日	514	-	3,250	-
2021年5月末日	406	-	3,242	-
2021年6月末日	499	-	2,824	-
2021年7月末日	475	-	2,685	-
2021年8月末日	386	-	2,526	-
2021年9月末日	977	-	2,620	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2021年3月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	61.31
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	32.28

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2021年9月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルブル7）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,047	94.94
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	56	5.06
合計（純資産総額）	-	1,103	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2021年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年9月末日	1,147	-	11,726	-
2020年10月末日	1,176	-	11,715	-
2020年11月末日	1,039	-	10,834	-
2020年12月末日	1,384	-	11,546	-
2021年1月末日	1,362	-	10,983	-
2021年2月末日	1,233	-	10,480	-
第1期 計算期間 （2021年3月10日現在）	1,072	1,072	9,406	9,406
2021年3月末日	1,019	-	9,436	-
2021年4月末日	1,130	-	10,111	-
2021年5月末日	1,239	-	11,371	-
2021年6月末日	1,047	-	9,984	-
2021年7月末日	1,251	-	10,568	-
2021年8月末日	1,181	-	10,299	-
2021年9月末日	1,103	-	9,618	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2021年3月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	5.94
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	2.25

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2021年9月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルベア7）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	14	95.17
親投資信託受益証券	日本	0	0.13
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	1	4.70
合計（純資産総額）	-	15	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】**【純資産の推移】**

2021年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年9月末日	18	-	7,132	-
2020年10月末日	17	-	7,103	-
2020年11月末日	20	-	7,558	-
2020年12月末日	79	-	7,006	-
2021年1月末日	83	-	7,289	-
2021年2月末日	28	-	7,579	-
第1期 計算期間 （2021年3月10日現在）	23	23	8,368	8,368
2021年3月末日	15	-	8,321	-
2021年4月末日	14	-	7,690	-
2021年5月末日	12	-	6,751	-
2021年6月末日	16	-	7,611	-
2021年7月末日	13	-	7,167	-
2021年8月末日	13	-	7,242	-
2021年9月末日	15	-	7,703	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2021年3月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	16.32
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	7.95

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2021年9月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（マネーブルファンド7）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	487	70.66
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	202	29.34
合計（純資産総額）	-	689	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2021年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年9月末日	552	-	9,995	-
2020年10月末日	659	-	9,994	-
2020年11月末日	687	-	9,993	-
2020年12月末日	1,057	-	9,992	-
2021年1月末日	1,242	-	9,992	-
2021年2月末日	749	-	9,991	-
第1期 計算期間 （2021年3月10日現在）	711	711	9,991	9,991
2021年3月末日	513	-	9,991	-
2021年4月末日	870	-	9,991	-
2021年5月末日	508	-	9,989	-
2021年6月末日	782	-	9,989	-
2021年7月末日	734	-	9,988	-
2021年8月末日	884	-	9,987	-
2021年9月末日	689	-	9,986	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2021年3月10日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	0.09
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	0.05

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2021年9月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）マネーアカウントマザーファンド

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2021年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	524	100.00
合計（純資産総額）	-	524	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2【設定及び解約の実績】**T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルブル7）**

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	165,360	148,351
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	27,451	30,299

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルベア7）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	20,761	18,485
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	6,153	5,287

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルブル7）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	93,905	72,592
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	49,976	13,510

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルベア7）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	40,185	24,140
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	29,265	41,265

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルブル7）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	769,514	664,398
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	190,176	213,915

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルベア7）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	430,578	310,933
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	406,979	153,828

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルブル7）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	260,032	146,103
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	36,630	35,890

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルベア7）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	32,312	29,568
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	840	1,639

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（マネーボールファンド7）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年3月10日 ～ 2021年3月10日）	1,178,729	1,107,564
第2期 計算期間中（2021年3月11日 ～ 2021年9月30日）	463,280	465,421

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第2期中間計算期間(2021年3月11日から2021年9月10日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルブル7）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,061,857	14,931,735
投資信託受益証券	268,332,187	259,994,005
親投資信託受益証券	19,986	19,983
未収入金	-	201,543
流動資産合計	286,414,030	275,147,266
資産合計	286,414,030	275,147,266
負債の部		
流動負債		
未払金	648,650	-
未払解約金	2,473,252	220,245
未払受託者報酬	52,995	69,345
未払委託者報酬	1,059,778	1,386,845
未払利息	30	10
その他未払費用	21,142	27,676
流動負債合計	4,255,847	1,704,121
負債合計	4,255,847	1,704,121
純資産の部		
元本等		
元本	170,090,000	136,110,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	112,068,183	137,333,145
（分配準備積立金）	54,971,840	11,709,275
元本等合計	282,158,183	273,443,145
純資産合計	282,158,183	273,443,145
負債純資産合計	286,414,030	275,147,266

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2020年3月10日 至 2020年9月9日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
営業収益		
受取利息	-	129
有価証券売買等損益	147,654,680	50,464,584
営業収益合計	147,654,680	50,464,713
営業費用		
支払利息	14,175	8,384
受託者報酬	57,332	69,345
委託者報酬	1,146,546	1,386,845
その他費用	22,897	27,676
営業費用合計	1,240,950	1,492,250
営業利益	146,413,730	48,972,463
経常利益	146,413,730	48,972,463
中間純利益	146,413,730	48,972,463
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	113,699,803	7,333,260
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	112,068,183
剰余金増加額又は欠損金減少額	229,708,017	171,918,959
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	229,708,017	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	171,918,959
剰余金減少額又は欠損金増加額	251,635,875	188,293,200
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	188,293,200
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	251,635,875	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,786,069	137,333,145

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 17,009口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 13,611口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 16,589円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 20,090円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
期首元本額		- 円	170,090,000 円
期中追加設定元本額		1,653,600,000 円	266,320,000 円
期中一部解約元本額		1,483,510,000 円	300,300,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルベア7）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	645,395	249,113
投資信託受益証券	7,648,499	2,951,859
親投資信託受益証券	19,986	19,983
流動資産合計	8,313,880	3,220,955
資産合計	8,313,880	3,220,955
負債の部		
流動負債		
未払金	70,235	25,936
未払解約金	43,380	24,480
未払受託者報酬	5,544	1,316
未払委託者報酬	110,703	26,306
未払利息	1	-
その他未払費用	2,156	460
流動負債合計	232,019	78,498
負債合計	232,019	78,498
純資産の部		
元本等		
元本	22,760,000	11,540,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	14,678,139	8,397,543
元本等合計	8,081,861	3,142,457
純資産合計	8,081,861	3,142,457
負債純資産合計	8,313,880	3,220,955

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2020年3月10日 至 2020年9月9日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	21,839,771	913,625
営業収益合計	21,839,771	913,624
営業費用		
支払利息	1,626	120
受託者報酬	8,277	1,316
委託者報酬	165,673	26,306
その他費用	3,256	460
営業費用合計	178,832	28,202
営業利益	22,018,603	941,826
経常利益	22,018,603	941,826
中間純利益	22,018,603	941,826
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,599,195	213,499
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	14,678,139
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,370,141	34,270,230
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	34,270,230
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,370,141	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,291,308	27,261,307
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,291,308	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	27,261,307
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	23,340,575	8,397,543

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,276口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,154口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 14,678,139円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 8,397,543円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3,551円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,723円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2020年3月10日 至 2021年3月10日)	第2期中間計算期間 (自 2021年3月11日 至 2021年9月10日)
期首元本額		- 円	22,760,000 円
期中追加設定元本額		207,610,000 円	41,350,000 円
期中一部解約元本額		184,850,000 円	52,570,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルブル7）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,970,610	21,099,466
投資信託受益証券	211,499,069	369,838,528
親投資信託受益証券	19,986	19,983
流動資産合計	224,489,665	390,957,977
資産合計	224,489,665	390,957,977
負債の部		
流動負債		
未払金	-	296,645
未払解約金	-	7,439
未払受託者報酬	56,485	64,340
未払委託者報酬	1,129,661	1,286,678
未払利息	21	15
その他未払費用	22,535	25,672
流動負債合計	1,208,702	1,680,789
負債合計	1,208,702	1,680,789
純資産の部		
元本等		
元本	213,130,000	543,610,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,150,963	154,332,812
元本等合計	223,280,963	389,277,188
純資産合計	223,280,963	389,277,188
負債純資産合計	224,489,665	390,957,977

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2020年3月10日 至 2020年9月9日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
営業収益		
受取利息	-	36
有価証券売買等損益	424,680	102,872,049
営業収益合計	424,680	102,872,013
営業費用		
支払利息	5,777	5,703
受託者報酬	34,711	64,340
委託者報酬	694,188	1,286,678
その他費用	13,826	25,672
営業費用合計	748,502	1,382,393
営業利益	323,822	104,254,406
経常利益	323,822	104,254,406
中間純利益	323,822	104,254,406
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	9,689,530	17,818,197
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	10,150,963
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,880,375	3,284,654
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,880,375	3,284,654
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,582,210	81,332,220
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,582,210	81,332,220
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	22,715,187	154,332,812

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 21,313口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 54,361口
-	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 154,332,812円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 10,476円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 7,161円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2020年3月10日 至 2021年3月10日)	第2期中間計算期間 (自 2021年3月11日 至 2021年9月10日)
期首元本額		- 円	213,130,000 円
期中追加設定元本額		939,050,000 円	464,290,000 円
期中一部解約元本額		725,920,000 円	133,810,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルベア7）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,617,361	6,638,765
投資信託受益証券	95,245,006	122,284,360
親投資信託受益証券	19,986	19,983
未収入金	415,459	207,107
流動資産合計	100,297,812	129,150,215
資産合計	100,297,812	129,150,215
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	9,145	21,337
未払委託者報酬	182,803	426,571
未払利息	7	4
その他未払費用	3,599	8,468
流動負債合計	195,554	456,380
負債合計	195,554	456,380
純資産の部		
元本等		
元本	160,450,000	169,120,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	60,347,742	40,426,165
元本等合計	100,102,258	128,693,835
純資産合計	100,102,258	128,693,835
負債純資産合計	100,297,812	129,150,215

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2020年3月10日 至 2020年9月9日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
営業収益		
受取利息	-	12
有価証券売買等損益	13,009,182	23,107,320
営業収益合計	13,009,182	23,107,332
営業費用		
支払利息	2,219	2,988
受託者報酬	12,306	21,337
委託者報酬	246,145	426,571
その他費用	4,866	8,468
営業費用合計	265,536	459,364
営業利益	13,274,718	22,647,968
経常利益	13,274,718	22,647,968
中間純利益	13,274,718	22,647,968
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	10,912,688	26,181,874
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	60,347,742
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,144,369	87,867,114
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,144,369	87,867,114
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,753,487	64,411,631
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,753,487	64,411,631
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,971,148	40,426,165

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 16,045口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 16,912口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 60,347,742円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 40,426,165円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6,239円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 7,610円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2020年3月10日 至 2021年3月10日)	第2期中間計算期間 (自 2021年3月11日 至 2021年9月10日)
期首元本額		- 円	160,450,000 円
期中追加設定元本額		401,850,000 円	285,320,000 円
期中一部解約元本額		241,400,000 円	276,650,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルブル7）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	160,279,674	113,666,138
投資信託受益証券	2,191,310,576	1,848,899,806
親投資信託受益証券	19,986	19,983
未収入金	-	94,186,557
流動資産合計	2,351,610,236	2,056,772,484
資産合計	2,351,610,236	2,056,772,484
負債の部		
流動負債		
未払金	22,807,260	-
未払解約金	13,568,338	99,393,495
未払受託者報酬	462,294	478,141
未払委託者報酬	10,401,500	10,758,163
未払利息	267	81
その他未払費用	184,859	191,197
流動負債合計	47,424,518	110,821,077
負債合計	47,424,518	110,821,077
純資産の部		
元本等		
元本	1,051,160,000	613,790,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,253,025,718	1,332,161,407
（分配準備積立金）	112,587,221	8,022,195
元本等合計	2,304,185,718	1,945,951,407
純資産合計	2,304,185,718	1,945,951,407
負債純資産合計	2,351,610,236	2,056,772,484

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2020年3月10日 至 2020年9月9日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
営業収益		
受取利息	-	317
有価証券売買等損益	365,677,885	863,391,936
営業収益合計	365,677,885	863,392,253
営業費用		
支払利息	51,725	67,379
受託者報酬	147,898	478,141
委託者報酬	3,327,699	10,758,163
その他費用	59,286	191,197
営業費用合計	3,586,608	11,494,880
営業利益	362,091,277	851,897,373
経常利益	362,091,277	851,897,373
中間純利益	362,091,277	851,897,373
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	448,758,968	593,773,439
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	1,253,025,718
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,647,884,450	2,729,411,824
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,647,884,450	2,729,411,824
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,046,885,289	2,908,400,069
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,046,885,289	2,908,400,069
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	514,331,470	1,332,161,407

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 105,116口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 61,379口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 21,920円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 31,704円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2020年3月10日 至 2021年3月10日)	第2期中間計算期間 (自 2021年3月11日 至 2021年9月10日)
期首元本額		- 円	1,051,160,000 円
期中追加設定元本額		7,695,140,000 円	1,676,790,000 円
期中一部解約元本額		6,643,980,000 円	2,114,160,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルベア7）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	69,763,716	21,351,063
投資信託受益証券	438,095,630	365,256,205
親投資信託受益証券	19,986	19,983
未収入金	1,734,413	211,300
流動資産合計	509,613,745	386,838,551
資産合計	509,613,745	386,838,551
負債の部		
流動負債		
未払解約金	43,561,979	4,857
未払受託者報酬	130,602	98,318
未払委託者報酬	2,938,462	2,212,121
未払利息	116	15
その他未払費用	52,185	39,261
流動負債合計	46,683,344	2,354,572
負債合計	46,683,344	2,354,572
純資産の部		
元本等		
元本	1,196,450,000	1,547,840,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	733,519,599	1,163,356,021
元本等合計	462,930,401	384,483,979
純資産合計	462,930,401	384,483,979
負債純資産合計	509,613,745	386,838,551

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2020年3月10日 至 2020年9月9日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
営業収益		
受取利息	-	109
有価証券売買等損益	175,628,840	184,175,753
営業収益合計	175,628,840	184,175,644
営業費用		
支払利息	17,640	10,566
受託者報酬	68,458	98,318
委託者報酬	1,540,089	2,212,121
その他費用	27,329	39,261
営業費用合計	1,653,516	2,360,266
営業利益	177,282,356	186,535,910
経常利益	177,282,356	186,535,910
中間純利益	177,282,356	186,535,910
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	100,936,868	77,414,441
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	733,519,599
剰余金増加額又は欠損金減少額	343,404,009	955,756,996
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	343,404,009	955,756,996
剰余金減少額又は欠損金増加額	908,379,223	1,276,471,949
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	908,379,223	1,276,471,949
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	641,320,702	1,163,356,021

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 119,645口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 154,784口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 733,519,599円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,163,356,021円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3,869円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,484円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2020年3月10日 至 2021年3月10日)	第2期中間計算期間 (自 2021年3月11日 至 2021年9月10日)
期首元本額		- 円	1,196,450,000 円
期中追加設定元本額		4,305,780,000 円	1,812,270,000 円
期中一部解約元本額		3,109,330,000 円	1,460,880,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルブル7）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,980,089	63,068,686
投資信託受益証券	1,016,868,175	1,104,065,430
親投資信託受益証券	19,986	19,983
未収入金	2,433,366	-
流動資産合計	1,082,301,616	1,167,154,099
資産合計	1,082,301,616	1,167,154,099
負債の部		
流動負債		
未払金	-	924,698
未払解約金	4,979,675	-
未払受託者報酬	267,115	255,655
未払委託者報酬	5,342,260	5,113,094
未払利息	104	45
その他未払費用	106,785	102,204
流動負債合計	10,695,939	6,395,696
負債合計	10,695,939	6,395,696
純資産の部		
元本等		
元本	1,139,290,000	1,146,840,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	67,684,323	13,918,403
元本等合計	1,071,605,677	1,160,758,403
純資産合計	1,071,605,677	1,160,758,403
負債純資産合計	1,082,301,616	1,167,154,099

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2020年3月10日 至 2020年9月9日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
営業収益		
受取利息	-	153
有価証券売買等損益	109,982,576	77,594,037
営業収益合計	109,982,576	77,594,190
営業費用		
支払利息	15,274	20,088
受託者報酬	68,790	255,655
委託者報酬	1,375,870	5,113,094
その他費用	27,474	102,204
営業費用合計	1,487,408	5,491,041
営業利益	108,495,168	72,103,149
経常利益	108,495,168	72,103,149
中間純利益	108,495,168	72,103,149
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	95,378,670	31,706,853
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	67,684,323
剰余金増加額又は欠損金減少額	129,171,757	41,206,430
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	15,682,459
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	129,171,757	25,523,971
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,309,397	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,309,397	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	97,978,858	13,918,403

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 113,929口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 114,684口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す る額 元本の欠損 67,684,323円	-
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,406円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 10,121円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2020年3月10日 至 2021年3月10日)	第2期中間計算期間 (自 2021年3月11日 至 2021年9月10日)
期首元本額		- 円	1,139,290,000 円
期中追加設定元本額		2,600,320,000 円	366,000,000 円
期中一部解約元本額		1,461,030,000 円	358,450,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルベア7）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,430,924	688,486
投資信託受益証券	21,797,826	12,567,104
親投資信託受益証券	19,986	19,983
流動資産合計	23,248,736	13,275,573
資産合計	23,248,736	13,275,573
負債の部		
流動負債		
未払解約金	100,056	-
未払受託者報酬	8,787	3,155
未払委託者報酬	175,703	62,960
未払利息	2	-
その他未払費用	3,458	1,207
流動負債合計	288,006	67,322
負債合計	288,006	67,322
純資産の部		
元本等		
元本	27,440,000	17,970,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,479,270	4,761,749
（分配準備積立金）	3,364,656	1,640,362
元本等合計	22,960,730	13,208,251
純資産合計	22,960,730	13,208,251
負債純資産合計	23,248,736	13,275,573

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2020年3月10日 至 2020年9月9日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
営業収益		
有価証券売買等損益	6,573,398	2,247,995
営業収益合計	6,573,398	2,247,995
営業費用		
支払利息	1,591	230
受託者報酬	5,595	3,155
委託者報酬	111,854	62,960
その他費用	2,175	1,207
営業費用合計	121,215	67,552
営業利益	6,694,613	2,315,547
経常利益	6,694,613	2,315,547
中間純利益	6,694,613	2,315,547
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	6,703,398	882,638
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	4,479,270
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,259,909	2,649,307
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	43,259,909	2,649,307
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,255,626	1,498,877
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,255,626	1,498,877
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,986,932	4,761,749

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,744口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,797口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,479,270円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,761,749円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 8,368円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 7,350円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2020年3月10日 至 2021年3月10日)	第2期中間計算期間 (自 2021年3月11日 至 2021年9月10日)
期首元本額		- 円	27,440,000 円
期中追加設定元本額		323,120,000 円	6,120,000 円
期中一部解約元本額		295,680,000 円	15,590,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（マネープールファンド7）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	258,837,254	360,987,970
親投資信託受益証券	497,249,949	717,134,515
未収入金	70,000,000	40,000,000
流動資産合計	826,087,203	1,118,122,485
資産合計	826,087,203	1,118,122,485
負債の部		
流動負債		
未払解約金	115,026,383	88,754,469
未払受託者報酬	487	437
未払委託者報酬	4,341	3,858
未払利息	431	257
その他未払費用	48,839	43,442
流動負債合計	115,080,481	88,802,463
負債合計	115,080,481	88,802,463
純資産の部		
元本等		
元本	711,650,000	1,030,620,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	643,278	1,299,978
元本等合計	711,006,722	1,029,320,022
純資産合計	711,006,722	1,029,320,022
負債純資産合計	826,087,203	1,118,122,485

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2020年3月10日 至 2020年9月9日）	第2期中間計算期間 （自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）
営業収益		
受取利息	-	563
有価証券売買等損益	102,187	115,434
営業収益合計	102,187	114,871
営業費用		
支払利息	92,543	87,949
受託者報酬	316	437
委託者報酬	2,801	3,858
その他費用	31,745	43,442
営業費用合計	127,405	135,686
営業利益	229,592	250,557
経常利益	229,592	250,557
中間純利益	229,592	250,557
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	200,652	185,301
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	643,278
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,015,224	4,190,642
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,015,224	4,190,642
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,368,296	4,782,086
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,368,296	4,782,086
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	382,012	1,299,978

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 71,165口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 103,062口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 643,278円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,299,978円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,991円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,987円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2021年3月10日現在)	第2期中間計算期間 (2021年9月10日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2020年3月10日 至 2021年3月10日)	第2期中間計算期間 (自 2021年3月11日 至 2021年9月10日)
期首元本額		- 円	711,650,000 円
期中追加設定元本額		11,787,290,000 円	4,506,010,000 円
期中一部解約元本額		11,075,640,000 円	4,187,040,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

（参考）マネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（ 2021年3月10日現在 ）	（ 2021年9月10日現在 ）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		605,413,428	793,080,598
流動資産合計		605,413,428	793,080,598
資産合計		605,413,428	793,080,598
負債の部			
流動負債			
未払解約金		70,000,000	40,000,000
未払利息		1,009	566
流動負債合計		70,001,009	40,000,566
負債合計		70,001,009	40,000,566
純資産の部			
元本等			
元本		535,284,920	753,116,485
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		127,499	36,453
元本等合計		535,412,419	753,080,032
純資産合計		535,412,419	753,080,032
負債純資産合計		605,413,428	793,080,598

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

（ 2021年3月10日現在 ）	（ 2021年9月10日現在 ）
1 計算期間の末日における受益権の総数 535,284,920口	1 計算期間の末日における受益権の総数 753,116,485口
-	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 36,453円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0002円 （1万口当たり純資産額 10,002円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 （1万口当たり純資産額 10,000円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（ 2021年3月10日現在 ）	（ 2021年9月10日現在 ）
期首元本額		278,302,487 円	535,284,920 円
期中追加設定元本額		3,066,202,939 円	1,588,653,494 円
期中一部解約元本額		2,809,220,506 円	1,370,821,929 円
期末元本額		535,284,920 円	753,116,485 円
元本の内訳 *			
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）円ヘッジ・コース		18,088,924 円	8,538,924 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）米ドルブル・コース		3,370,802 円	1,160,802 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）米ドルベア・コース		271,416 円	131,416 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）ユーロブル・コース		84,421 円	54,421 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）ユーロベア・コース		1,183,231 円	483,260 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）リアルブル・コース		4,934,473 円	1,724,550 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）豪ドルブル・コース		9,673,783 円	4,633,783 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）豪ドルベア・コース		71,007 円	41,007 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）インドネシアルピアブル・コース		97,216 円	27,219 円
リビング・アース戦略ファンド（年2回決算コース）		99,632 円	99,632 円
リビング・アース戦略ファンド（年4回決算コース）		99,632 円	99,632 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルブル7）		19,983 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルベア7）		19,983 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルブル7）		19,983 円	19,983 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルベア7）	19,983 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルブル7）	19,983 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルベア7）	19,983 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルブル7）	19,983 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルベア7）	19,983 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（マネープールファンド7）	497,150,519 円	717,134,515 円
デジタルヘルス株式ファンド	- 円	18,827,460 円
合計	535,284,920 円	753,116,485 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自 2020年3月10日 至 2021年3月10日）

該当事項はありません。

（自 2021年3月11日 至 2021年9月10日）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2021年9月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年9月末日現在、254本であり、その純資産総額の合計は1,110,656百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	129本	570,944百万円
単位型株式投資信託	62本	184,762百万円
単位型公社債投資信託	63本	354,950百万円
合計	254本	1,110,656百万円

（３）【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第40期 (2020年 3 月31日現在)		第41期 (2021年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 預金			7,679,360		7,160,745
2 . 前払費用			56,732		53,716
3 . 未収委託者報酬			982,920		864,128
4 . 未収運用受託報酬			424,829		346,844
5 . その他			570		33,509
流動資産計			9,144,413		8,458,944
固定資産					
1 . 有形固定資産			113,011		91,256
(1) 建物	1	81,816		73,436	
(2) 器具備品	1	30,982		17,660	
(3) その他	1	212		159	
2 . 無形固定資産			29,823		68,667
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		25,423		54,941	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,537		10,863	
3 . 投資その他の資産			392,604		844,672
(1) 投資有価証券		52,990		496,104	
(2) 関係会社株式		5,386		3,264	
(3) 長期差入保証金		106,554		101,261	
(4) 繰延税金資産		215,746		226,048	
(5) 長期前払費用		11,927		17,993	
固定資産計			535,440		1,004,597
資産合計			9,679,853		9,463,541

		第40期 (2020年3月31日現在)		第41期 (2021年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			3,991		4,236
2. 未払金			503,207		373,559
(1) 未払収益分配金		1,164		1,521	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		372,833		302,483	
(4) その他未払金		129,207		69,552	
3. 未払費用			703,287		613,492
4. 未払法人税等			35,287		12,283
5. 未払消費税等			49,237		25,230
6. 賞与引当金			216,189		191,517
7. 役員賞与引当金			18,375		14,800
8. 時効後支払損引当金			37,988		37,988
流動負債計			1,567,564		1,273,108
固定負債					
1. 退職給付引当金			419,613		462,595
2. 役員退職慰労引当金			30,657		36,524
固定負債計			450,270		499,119
負債合計			2,017,835		1,772,228
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			6,285,565		6,343,225
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,972,775		3,030,435	
株主資本計			7,663,233		7,720,893
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			1,215		29,580
評価・換算差額等計			1,215		29,580
純資産合計			7,662,018		7,691,313
負債・純資産合計			9,679,853		9,463,541

（２）【損益計算書】

		第40期 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		第41期 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
１．委託者報酬			5,839,865		5,245,922
２．運用受託報酬			1,621,991		1,397,717
３．投資助言報酬			-		10,000
営業収益計			7,461,856		6,653,639
営業費用					
１．支払手数料			2,358,262		2,010,648
２．広告宣伝費			970		160
３．調査費			2,236,948		2,025,602
（１）調査費		160,023		133,814	
（２）委託調査費		1,710,692		1,491,662	
（３）情報機器関連費		365,263		399,102	
（４）図書費		968		1,022	
４．委託計算費			218,698		212,665
５．営業雑経費			102,606		101,181
（１）通信費		6,812		9,730	
（２）印刷費		85,021		80,401	
（３）協会費		6,591		6,748	
（４）諸会費		4,181		4,300	
営業費用計			4,917,486		4,350,259
一般管理費					
１．給料			1,180,816		1,237,133
（１）役員報酬		82,223		87,649	
（２）給料・手当		1,034,250		1,085,640	
（３）賞与		64,343		63,844	
２．法定福利費			191,628		198,885
３．退職金			2,456		-
４．福利厚生費			4,351		4,808
５．交際費			1,555		105
６．寄付金			-		500
７．旅費交通費			8,454		8,997
８．事務委託費			112,134		102,494
９．租税公課			139,472		137,151
１０．不動産賃借料			150,775		154,577
１１．退職給付費用			51,226		55,702
１２．役員退職慰労金			300		-
１３．役員退職慰労引当金繰入			5,708		5,867
１４．賞与引当金繰入			216,189		191,517
１５．役員賞与引当金繰入			18,375		14,800
１６．固定資産減価償却費			41,842		34,453
１７．諸経費			63,433		42,241
一般管理費計			2,188,720		2,189,236
営業利益			355,649		114,143

		第40期 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		第41期 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			994		985
2. 受取利息			80		69
3. 時効成立分配金・償還金			415		498
4. 助成金収入			1,586		482
5. 雑収入			280		70
営業外収益計			3,357		2,106
営業外費用					
1. 為替差損			3,264		7,741
2. 時効後支払損引当金繰入			37,988		-
3. 雑損失			110		-
営業外費用計			41,363		7,741
経常利益			317,643		108,508
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			108		2
特別利益計			108		2
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		4		820
2. 投資有価証券評価損			-		695
3. 投資有価証券売却損			818		2,084
4. 関係会社株式評価損			-		2,121
特別損失計			823		5,723
税引前当期純利益			316,929		102,788
法人税、住民税及び事業税			127,805		42,912
法人税等調整額			22,254		2,215
当期純利益			211,378		57,660

（３）【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当期変動額								
当期純利益						211,378	211,378	211,378
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	211,378	211,378	211,378
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	226	226	7,451,628
当期変動額			
当期純利益			211,378
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	988	988	988
当期変動額合計	988	988	210,389
当期末残高	1,215	1,215	7,662,018

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233
当期変動額								
当期純利益						57,660	57,660	57,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	57,660	57,660	57,660
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215	1,215	7,662,018
当期変動額			
当期純利益			57,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,364	28,364	28,364
当期変動額合計	28,364	28,364	29,295
当期末残高	29,580	29,580	7,691,313

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
器具備品	２～15年
その他	８年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）時効後支払損引当金

時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

（４）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（５）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

（収益認識に関する会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

IASB及びFASBが、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（IFRSにおいてはIFRS第13号、米国会計基準においてはTopic 820）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第40期 (2020年3月31日現在)	第41期 (2021年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 54,765千円 器具備品 153,010千円 その他 684千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 63,145千円 器具備品 166,398千円 その他 737千円

（損益計算書関係）

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 4千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 0千円 ソフトウェア 820千円

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,679,360	7,679,360	-
(2) 未収委託者報酬	982,920	982,920	-
(3) 未収運用受託報酬	424,829	424,829	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	22,790	22,790	-
資産計	9,109,899	9,109,899	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,164)	(1,164)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(372,833)	(372,833)	-
其他未払金	(129,207)	(129,207)	-
(2) 未払費用	(703,287)	(703,287)	-
負債計	(1,206,495)	(1,206,495)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,679,360	-	-
未収委託者報酬	982,920	-	-
未収運用受託報酬	424,829	-	-
投資有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	8,759	13,259	771
合計	9,095,869	13,259	771

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,160,745	7,160,745	-
(2) 未収委託者報酬	864,128	864,128	-
(3) 未収運用受託報酬	346,844	346,844	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	465,904	465,904	-
資産計	8,837,622	8,837,622	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,521)	(1,521)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(302,483)	(302,483)	-
其他未払金	(69,552)	(69,552)	-
(2) 未払費用	(613,492)	(613,492)	-
負債計	(987,052)	(987,052)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	3,264
合計	33,464

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,160,745	-	-
未収委託者報酬	864,128	-	-
未収運用受託報酬	346,844	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	5,211	2,529	1,063
合計	8,376,929	2,529	1,063

（有価証券関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は27,360千円であり、売却益の合計額は108千円、売却損の合計額は818千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) その他	8,996	7,762	1,234
	小計	8,996	7,762	1,234
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) その他	13,793	16,779	2,985
	小計	13,793	16,779	2,985
合計		22,790	24,541	1,751

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は17,633千円であり、売却益の合計額は2千円、売却損の合計額は2,084千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他	5,147	4,588	559
	小計	5,147	4,588	559
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	460,757	503,951	43,194
	小計	460,757	503,951	43,194
合計		465,904	508,539	42,634

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、投資有価証券について695千円（その他有価証券695千円）、関係会社株式について2,121千円減損処理を行っております。

（退職給付関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	422,821千円
退職給付費用	40,258千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>43,466千円</u>
退職給付引当金の期末残高	419,613千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>419,613千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>419,613千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>419,613千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>419,613千円</u>

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	40,258千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	10,968千円
--------------	----------

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	419,613千円
退職給付費用	42,982千円
退職給付の支払額	- 千円
退職給付引当金の期末残高	462,595千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円
退職給付引当金	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 43,987千円

（注）退職給付費用には株式会社 T & D ホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 11,714千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期（2020年3月31日現在）	第41期（2021年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	66,197	58,642
未払社会保険料	10,994	9,817
未払事業税	7,080	2,429
退職給付引当金	137,872	152,830
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,061	15,061
時効後支払損引当金	11,632	11,632
その他有価証券評価差額金	536	13,054
その他	14,835	17,952
小計	264,210	281,421
評価性引当額	48,464	55,372
繰延税金資産計	215,746	226,048
繰延税金資産の純額	215,746	226,048

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第40期（2020年3月31日現在）		第41期（2021年3月31日現在）
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	2.2
評価性引当額	0.1	評価性引当額	6.7
その他	0.5	その他	0.3
税効果会計適用後の法人税率の負担率	33.3	税効果会計適用後の法人税率の負担率	43.9

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	99,817	未払金	79,336

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	32,605	未払金	8,424

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*1)	398,614	未収運用受託報酬	110,897

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問契 約の締結	投資顧 問契約 (*1)	349,256	未収運 用受託 報酬	93,225

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	7,078.07円	1株当たり純資産額	7,105.13円
1株当たり当期純利益	195.26円	1株当たり当期純利益	53.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	211,378	当期純利益（千円）	57,660
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	211,378	普通株式に係る当期純利益（千円）	57,660
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルブル7）の2021年3月11日から2021年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルブル7）の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月11日から2021年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルベア7）の2021年3月11日から2021年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（インド・ダブルベア7）の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月11日から2021年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルブル7）の2021年3月11日から2021年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルブル7）の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月11日から2021年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルベア7）の2021年3月11日から2021年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ダブルベア7）の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月11日から2021年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルブル7）の2021年3月11日から2021年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルブル7）の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月11日から2021年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルベア7）の2021年3月11日から2021年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナスダック100・ダブルベア7）の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月11日から2021年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルブル7）の2021年3月11日から2021年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルブル7）の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月11日から2021年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルベア7）の2021年3月11日から2021年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダブルベア7）の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月11日から2021年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

羽柴 則央

伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（マネープールファンド7）の2021年3月11日から2021年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（マネープールファンド7）の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月11日から2021年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。